

## 平成28年度第4回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

|           |  |
|-----------|--|
| 議題        | (1) 茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者応募に係る募集要項について<br>(2) その他  |
| 日時        | 平成28年9月26日(月) 午後2時00分 開会<br>午後2時50分 閉会   |
| 場所        | 茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 A会議室  |
| 出席者氏名     | 山本裕子副委員長・池澤龍三委員・池内忠弘委員<br>(臨時委員) 大江守之委員<br>事務局9名<br>秋元企画部長、青柳行政改革担当課長、関谷副主査、足立副主査、渡邊主任<br>〈関係課：市民自治推進課〉<br>平野総務部長、松岡協働推進担当課長、前田担当主査、金子主任 |
| 欠席者氏名     | 藏田幸三委員長  |
| 資料        | 平成28年度第4回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第<br>【資料1】茅ヶ崎市民活動サポートセンター指定管理者の選定について<br>【資料2】茅ヶ崎市民活動サポートセンター指定管理者募集要項(案)<br>参考資料一式(①～③)                        |
| 会議の公開・非公開 | 非公開  |
| 傍聴者数      | なし   |
| 非公開の理由    | 行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報のため。(茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号)   |

(開会)

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは定刻となりましたので始めさせていただきます。皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより平成28年度第4回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、企画経営課行政改革担当課長の青柳と申

します。どうぞよろしく願いいたします。会議に先立ちまして企画部長よりご挨拶申し上げます。

(事務局) (秋元企画部長)

皆様、こんにちは。企画部長の秋元でございます。

本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会につきましては、次第にありますように、「茅ヶ崎市民活動サポートセンター」の指定管理者の応募にかかる募集要項についてご審議いただきます。

委員の皆様におかれましては、専門的な見地からたくさんのご意見をいただくことができると考えております。どうぞよろしく願いいたします。

本日、午前中に市議会の常任委員会がございまして、前回、前々回で児童クラブの指定管理者の選定をしていただきましたが、今日無事に承認をいただきましたのでご報告させていただきます。それでは、本日はよろしく願いいたします。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

続きまして、本日の欠席連絡ですが、藏田委員長よりご連絡をいただいております。また、大江委員より遅参のご連絡をいただいております。「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名及び臨時委員1名のうち現在3名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

また、委員長欠席のため、山本副委員長に進行をお願いしたいと思います。

それではまず、議題に入ります前に委嘱式に入らせていただきます。指定管理者選定等委員会の委員は、全部で4名となり、また、今回の議題であります茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者の選定にあたり、臨時委員1名を置くこととしております。

本来、市長から委嘱状を交付させていただくところではありますが、本日所要のため欠席でございます。企画部長より委嘱状を交付させていただきますので自席にて委嘱状をお受け取りください。

#### 【企画部長より池澤委員へ委嘱状授与】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

大江委員につきましては、来られた時に改めて委嘱状を交付させていただきます。それでは、本日より出席いただいております委員の池澤様より一言ご挨拶お願いいたします。

### 【池澤委員あいさつ】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ありがとうございました。

続きまして、本日も出席いただいております委員及び事務局の紹介をさせていただきます。

### 【委員及び事務局職員紹介】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

続きまして、議題に入ります前に配布資料の確認をお願いいたします。

### 【資料確認】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

また、議題に入ります前に本委員会の公開・非公開について、今後公募型プロポーザルにて指定管理者を募集する「茅ヶ崎市民活動サポートセンターの募集要項」に関する議論であり、市の内部情報にあたるため、非公開とさせていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

### 【異議なしの声】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは、非公開とさせていただきます。

では、会議の進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、山本副委員長をお願いいたします。

(山本副委員長)

はい。よろしくをお願いいたします。それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。最初に議事録署名人を指名させていただきます。審議会等の長と、審議会の長が指名した委員1人が署名するということでございますので、名簿順で池澤委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(池澤委員)

はい。

(山本副委員長)

それでは、池澤委員に議事録署名人をお願いするということでもよろしくお願ひいたします。それでは議題に入っていきたいと思ひます。はじめに、議題1「茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者応募に係る募集要項について」、事務局から説明をお願いいたします。

## 議題1「茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者応募に係る募集要項について」

(事務局) (市民自治推進課 松岡協働推進担当課長)

それでは市民自治推進課松岡よりご説明させていただきます。資料のご説明に入る前に、茅ヶ崎市民活動サポートセンターについてご説明させていただきます。

茅ヶ崎市民活動サポートセンターにつきましては、市における市民活動を総合的に推進するための拠点施設でございます。市民活動に係る専門的な相談全般や講座等の開催、コピー機や物品の貸出など、市民活動団体の皆様が日ごろ活動する上で必要なサービスを提供できる施設となっております。

これまでの管理運営の経緯でございますが、平成14年4月より運営を開始し、当初3年間は、委託事業として管理運営をしてまいりましたが、平成17年4月より本市の指定管理者制度の導入に合わせまして指定管理者制度に移行し、管理運営を行っているところでございます。指定管理者制度導入以降、平成17年4月から平成21年3月までの期間につきましては、応募資格に条件を付さない完全公募形式で募集を行ってまいりました。また、平成21年4月から平成25年3月及び平成25年4月から現在に至る期間につきましては、市内で主に活動する市民活動団体に絞った限定公募での募集を行っており、現在は、特定非営利活動法人NPOサポートちがさきが指定管理者となっております。

平成29年度から32年度の次期指定管理期間につきましては、本市の「指定管理者導入に関する基本的考え方」に基づき、完全公募で募集いたします。

はじめに、今回の募集に係るポイントにつきまして、資料1にまとめておりますのでご説明させていただきます。

これからの市民活動サポートセンターを考えるにあたりましては、サポートセンター利用者へのアンケート調査や市民活動の推進等を所管する附属機関であります市民活動推進委員会からの意見、他市の市民活動サポートセンター等の視察を実施した中で、市民活動サポートセンター自体のPR、誰もが利用しやすい施設、市民活動団体の育成、活動サポート、市民活動の推進にかかる行政事業の周知、市民活動団体の活動の調査や報告、市民活動団体と地縁団体や企業等との連携が重要な視点になると考えております。それらの視

点につきまして、仕様書に盛り込むとともに、募集要項の中で提案を求める事項を設定いたしました。これらの提案を求める事項については、市民活動の推進に向けた取り組みが確認できるよう、事業計画書の中で項目を絞って記入していただく様式としております。

また、評価書につきましても、市民活動推進に関する専門性のある評価項目を追加しております。

次に資料2をご覧ください。指定管理者募集要項（案）のご説明をさせていただきます。本募集要項（案）につきましては、企画経営課で作成しております、「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」に基づき作成しております。

まず項番1「指定管理者募集についての基本方針」でございますが、冒頭でご説明させていただきましたとおり、指定管理者自らが市民活動を推進しながら施設の管理運営を行うことを基本方針として記載しております。

次に項番3でございますが、「施設の概要」といたしまして、（1）に市民活動サポートセンターの所在地や施設内容、（2）に施設平面図等を記載しております。

3ページをご覧ください。項番4「休館日及び開館時間」では、「茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例」に基づき、休館日、開館時間を記載しております。

項番5の「指定管理が行う業務の範囲」でございますが、（1）の施設の運営に関する業務から（10）その他の業務までの10項目を挙げさせていただいております。詳細につきましては、別紙1「茅ヶ崎市民活動サポートセンター指定管理者管理運営の基準」でお示ししております。

項番6の「指定予定期間」につきましては、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間となります。

項番7の「経費」でございますが、（1）に記載のとおり、（2）に記載のございます「指定管理料の額」ほか、4ページ（6）の利用者が支払う「ロッカーの利用に係る料金」をもって指定管理業務を実施いたします。

（2）の「指定管理料の額」につきましては、4年間で1億270万9千円を上限といたしまして、4ページ上段の表が各年度の内訳でございます。指定管理料の算出にあたりましては、現在のサポートセンター運営に係る経費のほか、今回の募集より仕様書に追加します項目の経費を算出しております。

（7）の「施設等の修繕費の負担区分」につきましては、施設等の維持管理等にかかる修繕は、施設運営に支障をきたさないよう、指定管理者の裁量で行い、指定管理者の費用負担といたしますが、1件10万円以上の修繕につきましては、市と協議の上で実施することとしております。

項番8「指定管理者の募集」につきましては、（1）「応募資格」として「ア」から

「コ」までの10項目記載しております。

「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」に基づき、応募資格については設定しておりますけれども、5ページ上段「イ」につきましては、茅ヶ崎市市民活動推進条例11条におきまして、「市民活動を行うものは、市が行う業務に参入する機会を得ようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その登録を受けなければならない」と規定しておりますことから、法人格の無い団体につきましては、「イ」を応募資格と設定しております。

(2)「募集要項の配布」につきましては、期間を10月3日(月)から28日(金)までとし、市民自治推進課での窓口配布及びホームページからのダウンロードを可能としております。

(3)「応募者説明会」につきましては、10月11日(火)午後2時から午後4時まで市役所分庁舎5階コミュニティホールA会議室で行います。なお、より幅広く募集するという観点から、説明会への参加は任意としております。

6ページ上段、(4)「質問の受付」につきましては、10月12日(水)から18日(火)午後5時15分までを必着としております。受け付けた質問の市からの回答につきましては10月21日(金)までの回答を予定しております。

(5)「応募書類の提出」につきましては、10月24日(月)から28日(金)までとしており、郵送は不可とし、市民自治推進課窓口への持参をお願いする予定です。また、「オ 提出書類」につきましては、募集要項(案)の後ろのページに付属している、別紙4に提出書類様式集をつけております。別紙4の各様式につきましては、「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」に定められている各施設共通の、施設運営に必要な能力に関する評価項目を3-1号様式から3-6号様式、3-7号様式から3-11号様式までが市民活動の推進に関する事項について提案を求める事項に関しての様式となっております。

施設運営に必要な能力を評価する項目の各様式につきましては、記入事項は任意となりますが、市民活動の推進に関する事項について提案を求める事項に関しての様式につきましては、記入項目を絞って記入していただく形となっております。

募集要項6ページにお戻りください。(6)「共同事業体としての応募」につきましては、共同事業体が応募するにあたり、必要な事項を記載しております。

7ページをご覧ください。(7)「提案を求める事項」につきましては、市民活動サポートセンターは市民活動を総合的に推進する施設であることから、施設の管理等だけではなく、市民活動の推進に係る様々な取り組みも指定管理者の役割として大きなウエイトを占めることとなります。

冒頭でもご説明させていただきましたとおり、募集にあたりましては、市民活動を取り巻く環境等を捉え、強化すべき機能について、提案を求める事項として、記載しております。

提案を求める事項といたしましては、「広報について」、「市民活動の支援及び市民活動の推進について」、「様々な活動主体との連携について」、「市民活動を推進する市の施策等の充実について」、「市民活動の状況把握について」の5つを提示しております。

「ア 広報について」につきましては、市民活動を行う方々だけではなく、市民全体に市民活動を知っていただく具体的な取り組みが提示されているか等をポイントとして評価していただければと考えております。

「イ 市民活動の支援及び市民活動の推進」につきましては、市民活動サポートセンターは、市民活動に係る専門的な相談等に対応することから、それらへの対応や、シニア層や若年層の市民活動の活性化に向けて、効果的な取り組みが提示されているか等をポイントとして評価していただければと考えております。

「ウ 様々な活動主体との連携について」につきましては、中間支援施設として、地域課題等の解決に向け、市民活動団体と企業や自治会をはじめとした地縁団体、大学等の様々な活動主体を結びつけるコーディネートについて提示されているか評価していただければと考えております。

「エ 市民活動を推進する市の施策等の充実について」につきましては、市民活動の推進に向けて、市が行う協働推進事業や、市民活動推進補助事業のPRや市民活動団体がこれらの事業に申請する際のサポート等について効果的な取り組みが提示されているかを評価していただければと考えております。

「オ 市民活動の状況把握について」につきましては、市民活動を推進するための施設として、最適なサポートを行っていくためには、市内の市民活動の状況や市民活動団体の活動状況を把握することが重要でありますことから、それらに対する取り組みが提示されているかについて評価していただければと考えております。

別紙4の第3-1号様式から第3-11号様式をご覧ください。これらは、申請者の皆様にご記入いただきます事業計画書でございます。第3-1号様式から第3-6号様式につきましては、他の施設の選考時と同様に通常の管理運営に必要な事項について、提案を記入していただく様式となっております。第3-7号様式から第3-11号様式につきましては、先ほどご説明させていただきました「提案を求める事項」につきましては、ご記入いただく様式でございます。市民活動の推進に関する専門的な視点等を引き出せるよう、記入項目等につきましては、工夫した様式となっております。

これらの事業計画書に具体的な提案を記載していただくことで、これからの市民活動サポートセンターの機能強化に向けた具体的な取り組みを把握し、評価していただければと考えております。

以上、これらの提案項目につきましては、ハード面の施設管理に加えまして、ソフト面の市民活動推進に関する取り組みのサービスが非常に重要な施設ということで、申請者の

ノウハウを活かした提案を頂戴できればと考えております。

募集要項（案）9ページにお戻りください。項番9「指定管理者の選定及び指定」についてでございます。応募書類に基づく書類審査、面接審査を行います。書類審査につきましては、225点満点を60点満点到補正し、面接審査につきましては、100点満点を40点満点到補正いたしまして、計100点満点の総合評価点とします。総合評価点の合計が満点の6割以上で、かつ最も得点の高いものを第一候補者、2番目を次点者として設定いたします。

なお、申請者4者以上であった場合につきましては、書類審査を実施の上、書類審査の総合評価点の上位3者について面接審査を行います。

これらの審査により選定された申請者につきましては、本年12月の第4回市議会定例会におきまして、指定管理者の指定についてを議案上程し、議決後に指定管理者として指定する予定でございます。

最後に別紙6をご覧ください。こちらが今回委員の皆様へ評価をお願いいたします評価表となっております。これまでご説明させていただきましたが、市民活動を推進することを目的とした施設でございますので、通常の評価項目に加えまして、市民活動に関する取り組みに関する項目を追加設定しております。

指定管理者制度を導入している施設ですので、施設の効率的な管理運営は、もちろん重要と考えております。市民活動サポートセンターにおきましては、中間支援施設としてのソフト面のサービス向上も重要視しながら、項目設定を行ったところでございます。

募集要項（案）のご説明につきましては、以上でございます。よろしくご審査をお願いいたします。

（事務局）（青柳行政改革担当課長）

すみません。会議の途中ではございますが、大江委員が来られましたので委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。では企画部長より委嘱状を交付させていただきますので自席にて委嘱状をお受け取りください。

【企画部長より大江委員へ委嘱状授与】

（事務局）（青柳行政改革担当課長）

それでは、臨時委員の大江様より一言ご挨拶をお願いいたします。

【大江委員あいさつ】



(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ありがとうございました。それでは、引き続き、山本副委員長よろしくお願いたします。

(山本副委員長)

ありがとうございます。議題1「市民活動サポートセンター」の募集要項(案)についてご説明いただきましたが、今いただいたご説明などについてご意見、ご質問ありましたら、委員の皆様よろしくお願いたします。

(池内委員)

質問なのですが、この募集要項に対して直接にならないかもしれませんが、指定管理者を選ぶわけですが、その指定管理者についての広報活動、例えば、ホームページを作れとは書いていないですが、努力義務のような表現になっています。指定管理者のホームページを、指定管理者の選定委員になって初めて調べたのですが、なかなかホームページにたどり着くのに手間がかかります。市のホームページを見ると、書いてあるのは電話番号のみとなっています。推奨するならホームページもそこに書いた方がよいのではないかと思います。この募集だけに関わらず、他の募集に関しても同様に感じています。

努力義務なので、載せないことになっているのか、市でホームページに載せるのが大変で載せてないのかわからないのですが、これだけ広報のことに気をつかいながら、市として援助しようとする姿勢が感じられませんが、そのあたりはどのように考えているのか伺いたいと思います。

(山本副委員長)

事務局いかがでしょうか。要はおっしゃってるのは、今回のサポートセンターもそうですが、それ以外の施設でも広報活動として施設のホームページを作っていて、その管理等を各団体にしていただくというのは今までも同じようにやっていただいていたと思います。それをやっていただいても、市のホームページでその施設のページを見ても、その施設のホームページにリンクが飛ばないということですよね。要は、市役所のホームページで市のサポートセンターを見ていきましたと。次にサポートセンターのホームページを見たいと思った時に、市役所から入っていくとサポートセンターの住所や連絡先の案内はあるけれども、サポートセンター自体のホームページにそこからクリックしてもいくことができないということですか。

(事務局) (松岡協働推進担当課長)

市民活動サポートセンターについては、市のホームページからリンクできるように設定

してあります。クリックしていただくと市民活動サポートセンターのホームページにつながります。

(池内委員)

指定管理者のページではなくて、市民活動サポートセンターについてはそうなっているのですね。

(事務局) (松岡協働推進担当課長)

はい、そうです。

(山本副委員長)

指定管理していただいている団体にはリンクははっていないと思います。指定管理をしていただいている建物・管理物件に関してのリンクはなるべくはっているとは思いますが、それをどこの団体がしているか、している団体はこういう団体ですよ、という概要のリンクはないと思います。

(池内委員)

市内の「公共施設」のページがホームページにありますね。そこから追いかけていくと「児童クラブ」などのいろいろなテリトリーに分かれて出てきます。そこから調べると各児童クラブが出てきますが、その先のホームページはわかりません。たとえば、こういう活動やこういうことを頼みたいと市民が思った場合に、どこをどのように調べれば良いか、インターネットに慣れている人はキーワードなどで検索も可能ですが、もう少し分かりやすくする親切さがあれば、もっと関心を持ってもらえるのではないかと、せっかくホームページを作っているのなら、より市民に活用してもらえた方が良くはないかと全体的に感じました。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

市としても、広報には力を入れているところでございます。ご指摘の部分について、全て把握しているわけではありませんので、もし可能であればお調べさせていただいた後に、そのようなご意見いただいた中で、関係課と調整し、なるべくリンクをはる形にもっていけるようであれば、そちらで対応したいと思います。

(池内委員)

年をとっている人やパソコンに慣れていない人にはなかなか見ることができない状況だ

と思います。そういったことが気になったので、外れる質問だったかもしれませんが質問させていただきました。

(山本副委員長)

それでは、この件につきましては、募集要項とは別に調べさせていただくということによろしいですか。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

調べさせていただきます。

(山本副委員長)

それでは、募集要項について、事前にお手元で見ていただいているかと思いますが、先ほど担当課からの説明がありました。何かお気づきの点等ございますか。

(池澤委員)

先ほどの池内委員の意見と最終的には連動していくのかもしれませんが、今回提案に求めている例えば特に広報についてや様々な活動との連携、特に若い世代を含めて大学生を含めて、多世代間の情報の共有が重要になってくるかと思います。それを最終的にはアウトプットとして、いろいろジャンプアップさせたほうが良いのは、先ほど池内委員の言ったとおりだと思います。そういった中で企業やNPO等を含めて選定する時に、様式の中で、よく往々にしてあるのは、文字ばかりで表現されていることが非常に多く、図表ですとか写真ですとかを積極的に登用されるところがなかなかないかと思います。質問というより様式の中で特にそういったものを採用して良いとの明記がされていませんが、茅ヶ崎市としては活用することを積極的にすすめているのかどうかお聞きしたいです。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

必要であれば添付書類としてつけていただくことは可能です。

(池澤委員)

これからはスマホを利用した様々な情報提供などもあり、文字で書くと正直審査する方としては分かりづらいです。何をやられているのか、どのホームページに飛ぶのか、ビジュアルで表現してプレゼンテーションをしていただいた方が分かりやすいと思います。今後、「図表等を積極的に活用してください」と書き込むかどうかは別として、そういったものを誘導していく時代かなという気はいたします。あくまで参考意見です。

(山本副委員長)

様式の下注2「詳細は別紙とする場合は・・・」ということで、一応別紙を用意して、より細かくしようとするイメージで書いていただいています。それを積極的に出してくるかこないかは各団体のやる気ということにはなるのかなという気はします。

(池澤委員)

そうですね。常々思うのは、応募期間が10月24日～10月28日と短く、応募者からすると短期間で勝負しないというのが本音だと思うので、それに対応するようなプレゼンテーションを可能とするような体制の書式・様式であると望ましいと思います。

(山本副委員長)

今ご指摘がありました。いかがでしょうか。今までは「注2」でその点を補っていたかと思いますが、もう少し積極的な様式の書き方を検討しますか。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

その部分については、募集要項に書くか、または「注2」に目立つように書くかということはあると思いますが、対応したいと思います。

(山本副委員長)

では、この件に関しては検討していただくということで、他にご意見はありますか。

(大江委員)

今のことに関連して、指定管理でハードをきちんと管理するタイプもあれば、今回のようにかなりソフトな部分に重点を置いているタイプのものもあると思います。私も神奈川県のものにも携わっておりまして、提案者によってかなり違いがあります。ボリューム的にもビジュアル的にも、すごく工夫を凝らしてあるものもあれば、さらりとしているものもあり、自由度は高いですが、茅ヶ崎市の市民活動サポートセンターの場合には過去に一回公募を行っていて、今回は二回目です。前回の時の提出書類・応募書類を見た中で、提案者に対してどのように応募書類を書いて欲しい等の更に詳しいガイドラインを出すかどうかについては、過去の経験からした時に、それをもっとやった方が良いのか、やらなくても大丈夫なのか、どのような状況か分かればお聞きしたいです。

(事務局) (松岡協働推進担当課長)

今回、完全公募の形で広げてやっていく中で、委員からもご指摘があったように、各様

式について完全に自由記述にしてしまうと、提案者によって全く触れられない項目などが出てきてしまう可能性があるかと、準備していく段階で検討事項として挙げておりました。先ほどもご説明差し上げましたが、私どもの方で市民活動の推進に関する事項についての提案が、こういう方向に市民活動を推進してほしいということが伝わるように、様式の中で質問1つということではなく、小項目を提出様式の中に含ませ、この視点とこの視点については少なくとも書いていただくような形で各様式に、特に後半の部分、第3-7号様式以降については具体的に書かせていただいております。応募いただいた事業者または団体等の書いている内容が比較できないようなことがおこらないように工夫させていただいております。あわせてチェックシートの中にも「このようなことは書かれていますか。」と、細かく指定させていただき、本市で推進する市民活動の方向性と合うようにご提案いただけるように改良させていただいております。

(山本副委員長)

今回チェックシートの中身を見させていただき、細かくチェックシートの方も書いているので、市で担当課が要望しているものが分かるような形のチェックシートになっていると感じました。ただチェックシートに基づいて申請者自身がチェックする欄、所管課がチェックする欄、となっていますが、受け取る時点でチェックがつかない項目があった場合に、どのように対応するのかお聞きしたいと思います。

(事務局) (松岡協働推進担当課長)

今回、添付させていただいている提出書類のチェックシートは、冒頭に※を2つ記載させていただいておりますが、強めの表現になりますが、2つ目※のところに「記載すべき内容が提示されていない場合は、評価点が0点となります」と書いてあります。こちらといたしましては、ご提出いただくときに確認して、「記載がないようですが」と申し上げますが、「記載がないと提出できません」とは申し上げませんので、0点になることを明示して、明確にしています。

(山本副委員長)

ありがとうございます。公募を広く行うのではなく、限定で行う場合、わざわざチェックシートがあるのに、未提出の場合が以前多々あったため、今回これをきちんと示していただければ良いかと思っております。あとはいかがでしょうか。

(大江委員)

スケジュールに関してですが、質問を受ける期間はどれくらいでしょうか。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

資料6 ページの(4)に質問を受ける期間は10月12日から18日と記載されております。

(大江委員)

回答方法は21日までに全ての団体に電子メールで回答することになっていますね。

(事務局) (松岡協働推進担当課長)

はい。

(池澤委員)

一点だけ質問なのですが、先ほど提案を求める事項の中で、「オ 市民活動の状況把握について」ですが、具体的に市で市民活動状況把握について、市が提示する指定管理のなかでの実施可能な市民活動状況把握に関する具体的提案は、「ア」～「エ」はわかりやすいですが、「オ」は一般的な表現になっているため、具体的にはどのようなイメージのものを提案として希望されているのですか。どんな狙いがあるのか教えてください。

(事務局) (市民自治推進課 前田担当主査)

茅ヶ崎市の市民活動につきましては、大江委員に委員長を務めていただいている市民活動推進委員会の中でどのような支援が必要か、将来的にこういうものを達成し、どのような公益的な事業が行ってもらいたいかなどを議論しました。議論の内容は、ホームページを見ていただければ会議録等で示されています。そういったところをどのように言及されているか、資料を読んでもらうことで、かなり具体的な本市が直面している市民活動の課題が理解されると思うので、それに沿った改善策などを提案いただければ良いかと思います。

(池澤委員)

改善策等に新たな提案等があるかどうかということが着眼点ということによろしいですか。

(事務局) (市民自治推進課 前田担当主査)

はい。

(池澤委員)

わかりました。ありがとうございます。第3-11号様式が非常にシンプルだったの

で、どのようなイメージかがつかめませんでした。

(山本副委員長)

あとはよろしいですか。ご意見ご質問がないようでしたら、先ほどの第3－7号様式の注2のところに関して、記載方法等について、もう少し大きく表示するか、もう少しわかりやすい指示にするかなど、その点については企画経営課で検討をしていただき、修正を加える場合にはその旨を委員へお知らせいただければと思います。

それでは、それ以外は変更なしということで、募集要項についてご承認いただくことでよろしいでしょうか。

### 【異議なしの声】

(山本副委員長)

それでは、他になれば、次の議題に移らせていただきます。議題2「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

## 議題2「その他」

(事務局) (渡邊主任)

今後のスケジュールにつきましては、募集要項に記載のとおり、平成28年10月3日より、公募を開始いたします。

なお、本日、委員の皆様方からいただきましたご指摘につきましては、資料に反映させた上、決裁の上公募を開始いたしますのでよろしくお願いいたします。委員の皆様には変更した部分について、お知らせさせていただきます。

また、市民活動サポートセンターに係る次回の指定管理者選定等委員会につきましては、11月7日(月)に開催し、公募型プロポーザルに係る書類及び面接審査を行っていただきます。応募者が4者以上であった場合には、11月7日は書類審査のみを行う選定等委員会として開催し、その評価点の高かった上位3者について、11月14日(月)に、面接審査を実施します。

また、臨時委員以外の委員の皆様におかれましては、明日27日14時より高齢福祉介護課案件に係る第5回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日の資料のうち、参考資料①につきましては、今後本委員会において、毎回使用いたしますので、次回以降も忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

また、事前に御案内させていただいておりますが、本日お車でお越しの方は事務局にて確認印を押させていただきますので、委員会終了後お声がけください。以上です。

(山本副委員長)

委員の皆様から、その他何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでしたら、以上を持ちまして、平成28年度第4回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

委員長署名 山本 裕子 (副委員長)

委員署名 池澤 龍三